

2024年7月22日

各位

会社名 株式会社カイオム・バイオサイエンス
代表者名 代表取締役社長 小林 茂
(コード: 4583 東証グロース)
問合せ先 取締役 経営企画室長 美女平 在彦
(TEL. 03-6383-3561)

**第20回新株予約権の取得及び消却の完了並びに
第三者割当てによる第21回新株予約権(行使価額修正条項付)、第22回新株予約権及び
第1回無担保社債の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、2024年7月5日付「第20回新株予約権の取得及び消却並びに第三者割当てによる第21回新株予約権(行使価額修正条項付)、第22回新株予約権及び第1回無担保社債の発行並びに第三者割当て契約等の締結に関するお知らせ」(以下「2024年7月5日付プレスリリース」といいます。)に記載のとおり、当社が2023年7月20日に発行した第20回新株予約権について、本日、残存する第20回新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちにその全部を消却いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は、2024年7月5日付の取締役会において決議した、グロース・キャピタル株式会社(以下「グロース・キャピタル」といいます。)を割当先とする第21回新株予約権並びにネクスト・グロース株式会社(以下「ネクスト・グロース」といいます、グロース・キャピタルとあわせて、個別に又は総称して「割当先」といいます。)を割当先とする第22回新株予約権(以下、第21回新株予約権とあわせて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)及び第1回無担保社債(以下「本社債」といいます。)の発行に関して、本日、本新株予約権の発行価額の総額(8,279,200円)及び本社債の総額(250,000,000円)の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権及び本社債の発行に関する詳細につきましては、2024年7月5日付プレスリリースをご参照ください。

I. 第20回新株予約権の取得及び消却

1. 取得及び消却した新株予約権の内容

新株予約権の名称	株式会社カイオム・バイオサイエンス第20回新株予約権
取得及び消却した新株予約権の数	18,530個
取得価額及びその総額	第20回新株予約権1個当たり76円(総額1,408,280円)
取得日及び消却日	2024年7月22日
消却後に残存する新株予約権の数	0個

2. 今後の見通し

第20回新株予約権の取得及び消却が当期の業績に与える影響はありません。

II. 第三者割当てによる本新株予約権及び本社債の発行

1. 本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	2024年7月22日
(2) 発行新株予約権数	112,700個 第21回新株予約権: 101,700個 第22回新株予約権: 11,000個

(3) 発行価額	総額 8,279,200 円 (第 21 回新株予約権 1 個当たり 76 円、第 22 回新株予約権 1 個当たり 50 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：11,270,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) 第 21 回新株予約権：10,170,000 株 第 22 回新株予約権：1,100,000 株 本新株予約権についてはいずれも上限行使価額はありません。 第 21 回新株予約権の下限行使価額は 81 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 10,170,000 株です。第 22 回新株予約権については行使価額修正条項が付されておらず、下限行使価額はありません。
(5) 資金調達額	1,416,929,200 円 (差引手取概算額)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 第 21 回新株予約権：125 円 第 22 回新株予約権：134 円 第 21 回新株予約権の行使価額は、第 21 回新株予約権の各行使請求の効力発生日に、かかる効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) における当社普通株式の普通取引の終値 (以下「終値」といいます。) の 93% に相当する金額に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。 第 22 回新株予約権については行使価額修正条項が付されておらず、行使価額の修正は行われません。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法によります。
(8) 行使期間	2024 年 7 月 22 日から 2026 年 7 月 21 日
(9) 割当先	第三者割当ての方法により、以下のとおり割り当てます。 第 21 回新株予約権：グロース・キャピタル 第 22 回新株予約権：ネクスト・グロース
(10) その他	当社は、各割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後にそれぞれ本新株予約権に関する第三者割当契約 (以下「本第三者割当契約」といいます。) を締結しております。本第三者割当契約において、以下の内容が定められております。 ・ 当社が、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、第 21 回新株予約権の行使制限措置を講じること ・ 本新株予約権の譲渡 (但し、第 22 回新株予約権については、グロース・キャピタル以外の者への譲渡) の際に当社取締役会の承認が必要であること 上記のほか、本第三者割当契約においては、第 21 回新株予約権に関するロックアップに係る条項が定められております。 また、当社は、グロース・キャピタルとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、覚書 (以下「本覚書」といいます。) を締結しております。本覚書において、以下の内容が定められております。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割当先は、2025年7月22日（同日を含みます。）以降で、終値が下限行使価額を下回った場合には、当社に対し、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、割当先が保有する本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができること <p>上記のほか、本覚書には、本新株予約権の行使に係る条件も定められております。</p>
--	--

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 本社債の概要

(1) 社債の名称	株式会社カイオム・バイオサイエンス第1回無担保社債
(2) 社債の額面総額	250,000,000円
(3) 各社債の額面金額	6,250,000円
(4) 利率	なし
(5) 払込金額	額面100円につき100円
(6) 償還金額	額面100円につき100円
(7) 払込期日	2024年7月22日
(8) 総額引受人	ネクスト・グロース

以上